主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、違憲(憲法三一条違反)をいうが、本件訴訟指揮に対する 異議申立棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条 一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらない ものと解するのが相当であるから(最高裁昭和二九年(し)第三七号同年一〇月八 日第三小法定決定・刑集八巻一〇号一五八八頁参照。なお、所論援用の判例は事案 を異にし本件には適切でない。)、本件各抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五〇年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	寸	裁判長裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官